

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
1	実施方針	1	冒頭								実施方針の冒頭に記された「民間の優れた技術と創意工夫を活かす」の精神に則り、花巻市、北上市、遠野市及び西和賀町の3市1町から発生する「すべてのごみ（不燃物含む）」を対象にした上で最終処分量を最小化する技術を提案した場合、この最終処分量を最小化するポイントについて、落札者を決定する評価基準の評価項目として評価していただけたと考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	処理対象物は、実施方針p13 第4（3）処理対象物に示すとおりであるため、不燃物を含めた評価は想定していません。
2	実施方針	1	第1	1	(4)					事業目的	（4）事業目的が「焼却残渣の資源化を行い、循環型社会の構築に適した処理システムの中核を担う施設の整備及び運営」となっていますので、焼却残渣の資源化の水準が一定レベル以上に到達することで事業目的が果たせるように「焼却残渣の資源化率を民間企業に保証させる」と考えてよろしいでしょうか。また、到達できなかった時には民間企業にペナルティを科すと考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。（ペナルティ料は1トンあたり何万円をお考えかご教示ください。）	要求水準書（案） 第3章第3節3. 4を御参照ください。ペナルティ等の詳細は、入札公告時に示します。
3	実施方針	1	第1	1	(6)					事業期間	運営期間は平成27年10月～平成48年3月末までの20年6箇月間となっておりますが、貴組合とセメント資源化企業がセメント処理業務委託契約を締結される場合も、セメント処理業務委託契約は20年6箇月の長期契約との理解で宜しいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	セメント処理業務委託契約の契約期間は、事業期間を通じたものとするを想定しております。
4	実施方針	1	第1	1	6	イ				事業期間	事業期間の開始日が事実上固定されておりますが、議会による契約承認の遅れ等、組合側事由による開始日の遅延は認められるのでしょうか。また、遅延期間に応じて、運営期間は延長されるのでしょうか。	前段について、御指摘のような場合に運営期間の開始日を見直すことはあり得ます。後段については入札公告時に示します。
5	実施方針	1	第1	1	(7)					事業方式	上記契約の場合の契約期間について、継続を前提とした単年契約を希望する。	運営業務委託契約及びセメント処理業務委託契約のいずれも、契約期間は事業期間を通じたものとするを想定しております。
6	実施方針	2	第1	1	(7)					事業方針	本契約では、基本契約に基づく契約期間で一旦全ての契約が終了し、その後の運営に関しては、新たな契約になるとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
7	実施方針	2	第1	1	(7)					事業方式	本事業終了後、約10年の稼働を前提としているが、施設の撤去は業務に含まれないものと理解してよろしいか。	本事業の業務範囲には含まれません。
8	実施方針	2	第1	1	(7)					事業方式	（7）事業方式に「約30年間の使用を前提として設計・施工及び運営を行う」と書かれていますので、約30年間に渡り（4）事業目的が果されるように「焼却残渣の資源化を民間企業に保証させる」と考えてよろしいでしょうか。また、焼却残渣が資源化できなかった時には民間企業にペナルティを科すと考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。（ペナルティ料は1トンあたり何万円をお考えかご教示ください。）	本事業の事業期間は平成48年3月末までであるため、その期間を超えて焼却残渣の資源化を民間企業に保証させるといったことは想定しておりません。
9	実施方針	2	第1	1	(7)					事業方針	約30年間の施設の使用を前提として設計・施工及び運営を行うことと記載がありますが、総合評価における提案の優劣はどのような判断基準となるのでしょうかご教示ください。	詳細は、入札説明書と同時に公表する落札者決定基準において示します。
10	実施方針	2	第1	1	(8)	①	カ			設計・施工業務	周辺住民への対応とはどのような業務を想定されておりますでしょうか。	工事工程の説明など、民間事業者が設計・施工業務を行う上で必要となるものを想定しています。
11	実施方針	2	第1	1	(8)	①	カ			住民対応	設計・施工業務の中で、周辺住民への対応とありますが、どのような内容を指すのでしょうかご教示願います。主体は組合様で行い、資料提供などの支援協力程度と考えてよろしいでしょうか。	前段については、No10の回答を御参照ください。後段については、主体は事業者で行い、その支援を組合が行うことを想定しています。なお、要求水準書（案）に対する質問回答No3についても御参照ください。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
12	実施方針	1	第1	1	8	①	カ		事業範囲	(カ)「周辺住民への対応」とありますが、17頁参考資料－1 リスク分担(案)「住民反対運動リスク」との関係について、周辺住民への対応であっても、このうち、リスク分担(案)(3)「本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの」は組合負担のリスクと解してよいでしょうか。また、仮に対応内容が制限されるとしても、事業者側の負うリスク、業務は過大ではないでしょうか。過大であると考えられる場合、本項を「周辺住民への対応の助勢」等、より制限していただけないでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、原案のとおりとします。
13	実施方針	1	第1	1	8	①	キ		事業範囲	(キ)「その他本事業を実施するうえで必要な業務」の具体的な内容をご教示ください。	現時点で特に想定するものではありません。
14	実施方針	1	第1	1	8	②	カ		事業範囲	(カ)「その他関連業務」の具体的な内容をご教示ください。	要求水準書(案)第3章第7節を御参照ください。
15	実施方針	3	第1	1	(9)	①			本施設の設計・施工業務に係る対価	設計・施工業務に対する対価について、「前払金」「中間払」の条件をご教示願います	前払金、中間前払の請求を可能とすることを想定しておりますが、条件の詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	3	第1	1	(9)	②			本施設の運営業務に係る対価	運営業務に対する対価について、支払条件(毎月・4半期毎等)についてご教示願います。	運営業務に対する対価の支払いは四半期ごととすることを想定しておりますが、詳細は入札公告時に示します。
17	実施方針	3	第1	1	(9)	②			本施設の運営業務に係る対価	②本施設の運営業務に係る対価に「セメント処理委託費は、組合がセメント資源化企業に支払う“場合”がある。」と書かれています。この“場合”、組合においてセメント資源化企業への支払い手続き業務等の「追加コスト」が別途発生すると思われますので、この追加コストはセメント資源化企業が負担すると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	運営業務の対価の場合も同様ですが、対価の支払いに際して組合側に発生する手続き業務等のコストを民間事業者の負担とすることは想定しておりません。
18	実施方針	3	第1	1	(9)	②			民間事業者の収入	「セメント処理委託費は、組合がセメント資源化企業に支払う場合」とは、どのような場合でしょうか？	実施方針第3. 3(2)③及び実施方針の参考資料－2「事業スキーム案」を御参照ください。
19	実施方針	3	第1	1	(9)	③			民間事業者の収入	「・・・処理によって発生する余熱を利用して発電を行い、本施設の所内での利用、あるいは電気事業者への売電を行う事ができ、・・・」とあるが、余熱利用設備の設計・施工費用も建設費に含めるものと理解してよろしいか。	要求水準書(案)第2章第3節3. 9を御参照ください。
20	実施方針	3	第1	1	(9)	③			民間事業者の収入	売電収入は運営事業者の収入とありますが、要求水準書(案)で記述されている余熱利用設備の3.9.1温水供給設備、および3.9.2蒸気タービンの2項目以外に、民間事業者提案をすることは認められるでしょうか。また、提案が認められる場合、提案に対する評価についても検討いただけるでしょうか。	提案は認めますが、評価は、落札者決定基準に従います。
21	実施方針	3	第1	1	(9)	③			民間事業者の収入	試運転期間中の売電収入の帰属について、ご教示ください。	建設事業者に帰属することを想定してください。詳細は入札公告時に示します。
22	実施方針	3	第1	1	(9)	③			売電等による収入	廃棄物発電による売電に関係する制度変更が予想され、事業者として将来を見越して収入を想定することが困難な状況にあります。制度変更等が事業に影響しないスキームとなるよう運営業務に係る対価等で調整するようお願いいたします。	御意見として承ります。
23	実施方針	3	第1	1	(9)	③			売電等による収入	ごみ質、ごみ量の変動に応じて売電収入は大きく影響されます。売電収入は組合様からの委託料とは別に電力会社等から収入を見込んで事業計画します。事業者でコントロールすることができないごみ質、ごみ量の変動による売電収入の減少は、組合様からの運営業務に係る対価等で調整される支払の仕組みとして頂きたい。	御意見として承ります。
24	実施方針	3	第1	1	(9)	③			売電等による収入	売電収入は組合殿側にもある程度帰属(事業者：組合殿＝1:1や、2:1等)させるご予定でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
25	実施方針	3	第1	1	(9)	④			民間事業者の収入	「副生成物の売却収入を自らの収入とすることができる。」とございますが、副生成物の所有権の帰属は、貴組合へ帰属するものと考えてよろしいでしょうか。	この場合、副生成物の所有権は組合に帰属しますが、民間事業者に引き渡すことを想定しています。
26	実施方針	4	第1	2	イ				特定事業の選定及び公表に関する事項	現在価値に換算するための換算年利は何%をお考えでしょうか。	特定事業の選定時に示します。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
27	実施方針	5	第2	1					募集及び選定スケジュール（予定）	文章中に「落札者の決定は、公平性、透明性の確保の観点・・・」と書かれていますので、1ページ（4）事業目的に明記された「焼却残渣の資源化」について、1ページ（7）事業方式に明記された「約30年間」に渡り、民間企業が保証することを前提条件にした上で公平に評価されると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	No 8 の回答を御参照ください。
28	実施方針	5	第 2	2	(2)				募集及び選定スケジュール	①予定価格については入札公告時点で公表されるものと考えて宜しいでしょうか。 また、予定価格の内訳(建設費、運営事業費)も公表されるものと考えて宜しいでしょうか。 ②最低制限価格の設定、低入札調査の実施等はお考えでしょうか	1 点目について、入札説明書において予定価格を公表することを想定しています。なお、その内訳は公表することを想定していません。 2 点目については想定しておりません。
29	実施方針	6	第2	4	(1)	エ			応募者の構成	「設計・施工業務のうちプラントの設計・施工業務を担当する企業は、構成員に限るものとする。」とあるが、事業用地の土工事、施設の土木・建築工事を担当する企業は「協力企業」でよいものと理解してよろしいか。	御理解のとおりです。
30	実施方針	6	第2	4	(1)	カ			応募者の構成	ストーカ炉＋セメント資源化方式を例外（ただし書きの部分）にしたのはなぜでしょうか。理由をお聞かせください。	幅広く民間企業が参加できる入札環境とするためです。
31	実施方針	6	第2	4	(1)	カ			応募者の構成	カに「ただし、ストーカ炉＋セメント資源化方式におけるセメント資源化企業についてはこの限りでない。」と書かれています。この“ただし書き”は、オに書かれた「特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。」と同様の考え方で、組合がストーカ炉＋セメント資源化方式の民間企業に対し、特別に認めた事項と考えてよろしいでしょうか。また、「組合が認められた特段の事情」とはどのような事情かご教示ください。	御指摘のカの部分については、ストーカ炉＋セメント資源化方式に限定した記載です。なお、オの場合と異なり、カでは特段の事情の有無は要件としておりません。
32	実施方針	6	第2	4	(1)	カ			応募者の構成	カに「ただし、ストーカ炉＋セメント資源化方式におけるセメント資源化企業についてはこの限りでない。」と書かれています。が、なぜ今回、ストーカ炉＋セメント資源化方式の民間企業に対してはこのような特別な扱いをするに至ったのかその【A】経緯と【B】理由を教えてください。	No30の回答を御参照ください。
33	実施方針	6	第 2	4	(1)	カ			応募者の構成	セメント資源化企業は、焼却灰を外部で有効利用する企業との理解で、セメント製造業のみならず、各種の有効利用手法を有する企業との理解でよろしいでしょうか。	セメント資源化を行う企業を想定しております。
34	実施方針	6	第2	4	(1)	カ			応募者の構成	弊社（セメント資源化企業）は、SPCに対し構成員でもなく、出資も考えていない。 発元（行政）と直接セメント処理業務委託契約することにより、セメント資源化実施を希望する。	御意見として承ります。
35	実施方針	7	第2	4	(2)	② ③	ウ ア		応募者等の参加資格要件	「平成23・24年度競争入札等参加資格者台帳『等』」とございますが、台帳の他に対象物が有るのでしょうか。	各構成市町で名称が異なるため、『等』としています。
36	実施方針	8	第 2	4	(2)	②	オ		本施設の設計・施工業務を行う企業	シャフト炉式ガス化熔融方式とは、コークスタイプと考えてよろしいでしょうか	コークスタイプと限定はしていません。
37	実施方針	8	第2	4	(2)	②	オ		本施設の設計・施工業務を行う企業	1 炉当たり100t／日以上かつ2 炉構成以上で発電設備を設置した一般廃棄物処理施設で、ストーカ炉＋セメント資源化方式の新設実績（入札公告の前日時点で稼働開始している必要あり）を有することが参加資格要件と考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	本事業の設計・施工対象であるストーカ炉の新設実績を対象としています。
38	実施方針	8	第2	4	(2)	②	オ		本施設の設計・施工業務を行う企業	文章中の「入札公告の前日時点で稼働開始している施設」にはストーカ炉＋セメント資源化方式における「焼却灰水洗装置」が含まれると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	焼却灰水洗装置の設置は必須ではないため、含まれません。
39	実施方針	8	第2	4	(2)	②			本施設の設計・施工業務を行う企業	プラントの設計・施工業務を行う企業と土木建築工事の設計・施工業務を行う企業とが特定建設企業体を結成する場合、プラントの設計・施工を行う企業はイ～カまでの要件を、土木建築工事の設計・施工業務を行う企業がアの要件を満たすことで参加資格要件を充足すると理解してよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
40	実施方針	8	第2	4	(2)	②	オ		本施設の設計・施工業務を行う企業	ストーカ＋セメント資源化方式で提案する場合、ここでいう設計・施工実績はストーカ方式の実績を指すものと理解します。	No37の回答を御参照ください。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
41	実施方針	8	第2	4	(2)	③	イ			本施設の運営業務を行う企業	文章中の「一般廃棄物処理施設」にはストーカ炉＋セメント資源化方式における「焼却灰水洗装置」が含まれると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	焼却灰水洗装置の設置は必須ではないため、含まれません。
42	実施方針	8	第2	4	(2)	③	イ			本施設の運営業務を行う企業	ストーカ＋セメント資源化方式で提案する場合、ここでのいう運転実績はストーカ方式の実績を指すものと理解します。	御理解のとおりです。
43	実施方針	8	第2	4	(2)	④	ア			セメント資源化を行う企業	セメント資源化企業が運営期間に渡ってセメント資源化施設を所有することを確認する方法についてご教示ください。	該当部分について御指摘のような記載はございません。 なお、運営期間にわたるセメント資源化の確実性については、評価の対象とすることを想定しております。
44	実施方針	9	第2	4.	(2)	④	ア			セメント資源化を行う企業	文章中の“予定”が予定通りに進むことおよび運営全期間を通じて“予定”と書かれた事項が間違いなく行われることを裏付ける（保証する）ため、焼却灰を受け入れる予定の施設に関する受入確約書、および当該施設の所在する市町村長の許可を有することの確約書を資格審査の必要書類として提出すると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
45	実施方針	9	第2	4	(2)	④	イ			セメント資源化を行う企業	焼却灰の運転実績についても、アの許可の保有と同様に、運営期間の開始時までに実績があればよいとの理解でよろしいでしょうか？	参加資格申請書の提出時における実績とします。
46	実施方針	9	第2	4	(2)	④	イ			セメント資源化を行う企業	焼却灰の運転実績とは、提案する事業所に限らず会社として保有しているとの理解でよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。
47	実施方針	9	第2	4	(2)	④	イ			セメント資源化を行う企業	「焼却灰のセメント化の運転実績」は、提案書に明記する焼却灰をセメント資源化する場所・工場の施設における運転実績と考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。また、何年間運転実績があれば「運転実績を有する」と認められるのでしょうか。	No46の回答を御参照ください。 なお、運転実績の期間については特に制限はありません。
48	実施方針	9	第2	4	(2)	④	イ			セメント資源化を行う企業	文章中の焼却灰は本年8月1日に岩手県が発表した「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性物質濃度の測定結果」の中の花巻市、北上市、遠野市の焼却灰と同等の放射性物質が含まれると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	御指摘の測定結果については、各地点における測定時点での内容であり、本事業によって生じる焼却灰に関して同等の結果となることは想定しておりません。
49	実施方針	8	第2	4	(2)					応募者等の参加資格要件	焼却灰及び溶融スラグの資源化は組合殿監視の下で確実に行える様、厳正な審査が必要と考えます。入札参加資格審査申請時には確認書類の提出が必要となり、その詳細は入札公告時に示されるものと考えて宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
50	実施方針	8	第2	4	(2)					応募者等の参加資格要件	設計・施工実績、運転実績が参加資格要件として記載されていますが、実績証明書の記載内容等は入札公告時に提示頂けると理解して宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
51	実施方針	9	第2	5	(2)	②				事業提案審査	応募グループがストーカ炉＋セメント資源化方式で且つセメント資源化企業が貴組合と直接契約するケースを選択した場合、応募グループはセメント処理業務の費用を除いた価格で応札することになるのでしょうか。また、その場合セメント処理業務の対価についてはどのような評価がなされるのでしょうか。	セメント処理業務委託費は入札価格に含まれ評価対象とすることを想定しております。
52	実施方針	10	第2	6	(1)	ア				特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地は北上市内とすること、とありますが、本施設内としてもよろしいでしょうか	詳細は入札公告時に示します。
53	実施方針	10	第2	6	(1)	ア				特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地は北上市内とすることとありますが、運営事業開始後は、本施設内とすることは可能でしょうか。	No52の回答を御参照ください。
54	実施方針	10	第2	6	(1)	ア				特別目的会社の設立	運営事業者の本店所在地を北上市内にと記載がありますが、クリーンセンター内に置くことは可能でしょうか。	No52の回答を御参照ください。
55	実施方針	10	第2	6	(1)					特別目的会社の設立	特別目的会社は落札者決定後速やかに設立すると記載がありますが、維持管理費等がかかるため、試運転開始前の設立とさせて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
56	実施方針	10	第2	6	(1)					特別目的会社の設立	特別目的会社の設立に関する費用・建設期間中にかかる費用については、建設期間中にお支払いしていただけるものと理解してよろしいですか。	運営期間中に支払う想定としております。
57	実施方針	10	第2	7						著作権	公表範囲に関しては事前に連絡・協議をお願いします	御意見として承ります。
58	実施方針	10	第2	7						著作権	「審査結果の公表において必要な場合、組合は、必要な範囲において（応募資料の）公表等を行うことができるものとする」とございますが、応募資料に応募者のノウハウ等が含まれてる場合、応募者への事前通知をお願いいたします。	No57の回答を御参照ください。
59	実施方針	10	第2	7						著作権	審査結果の公表時に応募資料の公表を行う場合は、民間事業者の競争上の地位を脅かす恐れがあると考えられるため、当該応募者に公表の可否を確認して頂きたく宜しくお願い申し上げます。	No57の回答を御参照ください。
60	実施方針	11	第3	3	(2)	③				運営業務委託契約書	セメント処理業務委託契約は、単年度契約か複数年度契約か？また、複数年度契約とする場合、期間中の契約内容見直しは可能か？	前段については、No3の回答を御参照ください。 後段については、詳細は入札公告時に示します。
61	実施方針	11	第3	3	(2)	③				運営業務委託契約書	セメント資源化企業への主灰の搬送が伴いますが、主灰セメント資源化企業への輸送委託契約も組合殿と直接締結するとの理解でよろしいでしょうか。	運営事業者にて実施いただくことを想定しています。
62	実施方針	11	第3	3	(2)	②				建設工事請負契約書	請負契約者は、構成員単独、構成員同士による共同企業体、或いは構成員と協力企業の共同企業体の何れも可能と理解してよろしいか。	御理解のとおりです。なお、実施方針第2．4（1）エの要件は満たす者としてください。
63	実施方針	11	第3	3	(2)	③				運営業務委託契約書	文章中に「組合とセメント資源化企業の権利義務」と書かれていますので、1ページ（7）事業方式に明記された「約30年間」に渡りセメント資源化企業が1ページ（4）事業目的に明記された「焼却残渣の資源化」を保証することが義務であると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	No8の回答を御参照ください。
64	実施方針	11	第3	3	③					運営業務委託契約書	セメント資源化企業がセメント処理業務委託契約を締結する相手が組合殿となるか運営事業者となるかは、入札公告時に提示頂けると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
65	実施方針	11	第3	3	(2)	③				運営業務委託契約書	廃棄物処理法上、焼却灰の輸送業務については組合様と直接契約する構成として頂きたい。	No61の回答を御参照ください。
66	実施方針	12	第3	4						組合による事業の実施状況の監視	文章中の「サービス」の中には、1ページ（4）事業目的に明記された「焼却残渣の資源化」が含まれる上、焼却残渣の資源化の水準が一定レベル以上に到達することで事業目的が果たせるように「焼却残渣の資源化率を民間企業に保証させる」ことが含まれると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	No2の回答を御参照ください。
67	実施方針	12	第3	4						組合による事業の実施状況の監視	文章中の「支払額を減額する」ケースとして、例えば、（仮称）岩手中部広域クリーンセンターで発生した焼却灰の全量をセメント資源化企業で有効利用できなかった場合は、セメント資源化できなかった焼却灰の割合に応じてセメント資源化に要する費用を減額（支払い額ゼロ査定）した上、焼却灰を埋立等セメント資源化以外の方法で処理処分する費用は運営事業者が負担すると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。
68	実施方針	12	第3	4						組合による事業の実施状況の監視	「～民間事業者の提供する～サービスが十分に達せられない場合～是正策の提出・実施を求める～」と記載ありますが、遵守すべきサービスの水準・仕様については、要求水準書等の入札公告書類及び提案書に基づき、契約協議段階で確定されるものと理解します。	提案内容等について、落札者決定後から事業契約締結前までに趣旨の明確化を図ることを想定しています。
69	実施方針	13	第4	2	(1)					処理方式	アイウすべての処理方式が焼却残渣の資源化を行って最終処分量を削減できる方式なので、最終処分量の多少について落札者を決定する評価基準の評価項目として評価されると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	詳細は、入札説明書と同時に公表する落札者決定基準において示します。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
70	実施方針	13	第4	2	(3)					処理対象物	実施方針の冒頭に記された「民間の優れた技術と創意工夫を活かす」の精神に則り、アイウエに加えて不燃物も同時に処理・リサイクルし、最終処分量を最小化する提案内容について、落札者を決定する評価基準の評価項目として評価されると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	No 1 の回答を御参照ください。
71	実施方針	13	第4	2	(3)					処理対象物	本年8月1日に岩手県が発表した「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の放射性物質濃度の測定結果」の中に花巻市、北上市、遠野市の結果が公表されております。この結果と同等に今回の処理対象物にも放射性物質が含まれると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	御指摘の測定結果については、各地点における測定時点での内容であり、本事業によって生じる焼却灰に関して同等の結果となることは想定しておりません。
72	実施方針	15	第6		(1)	ウ				民間事業者の損害賠償	民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となり、組合が事業契約を解約した場合の、民間事業者の組合に対する損害賠償額に関して、上限（例えば年間運営業務対価の10%等）を設けて頂くことは出来ませんでしょうか？	上限を設けることは想定しておりません。
73	実施方針	15	第6		(1)	イ				民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「民間事業者が倒産し、又は財務状況が著しく悪化し、」とございますが、JV等、複数の企業により民間事業者が構成されている場合、民間事業者を構成する一社が倒産またはその財務状況が著しく悪化した場合でも、他の民間事業者がその業務を自ら引き継ぎ、または第三者に引き継がせることにより事業契約上の義務の履行の継続が可能である場合は、「事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合」には当たらず、貴組合により解除はなされないものであると理解してよろしいでしょうか。	御指摘のような方法により組合が継続的な履行が可能と判断した場合は、事業契約を解除しない場合もあります。
74	実施方針	15	第6		(1)	イ、ウ				民間事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	セメント処理業務委託先は複数として、リスクを低減すべきである。 又、弊社はセメント製造ライン1系列のため、設備の整備のために最大約1ヶ月の停止があります。 この間の処理について、他のセメント処理業務委託先にて対応するのか、若しくは弊社にてストックして運転開始後処理するのか、どちらのお考え方ですか。	御質問のような内容で提案いただくことも可能です。
75	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(1)					募集資料リスク	「事業者募集資料の誤り又は変更によるもの」とございますが、当該誤りが発見された資料又は当該変更の行われた資料が、貴組合又は貴組合を構成する地方公共団体が作成したものである場合のみならず、都道府県または日本国が作成したものである場合も、同様に貴組合がそのリスクをご負担していただけるという理解でよろしいでしょうか。	具体的にどのような状況を想定されているのか不明であるために回答できません。
76	実施方針	17	参考資料-1		(2)					住民反対運動リスク	要求水準書（案）の設計・施工業務の範囲（p1-2）における「地域住民への対応支援」及び運営業務の範囲（p1-3）における「施設見学者・地域住民への対応支援」に記載のとおり、要求水準等に逸脱しない業務遂行を行っている場合には、組合殿が主、民間が従との理解で宜しいでしょうか。	設計・施工業務についてはNo11の回答を御参照ください。 運営業務に関しては御理解のとおりです。
77	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(4)					政治リスク	「政策方針の転換による事業内容の変更又は事業中止」とは、仮契約締結後から本契約締結に至るまでの期間に行われた変更、中止も含まれるものと理解いたしますが、よろしいでしょうか。	組合議会による議決前の内容は含まれません。
78	実施方針	17	参考資料-1		(5)					リスク分担（案）	議会リスク（5）について、民間側は○では無く△にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
79	実施方針	17	参考資料-1		(5)					議会リスク	①本件については（4）の政治リスクと同様に組合殿リスクと考えます。 ②民間側リスクとなる場合、組合殿及び民間共に主となっておりますが、民間で負うリスクについてご教示願います。	組合、事業者ともに、本事業の準備に要した費用などを各自の負担とすることを想定しております。
80	実施方針	17	参考資料-1		(5)					議会リスク	議会リスクについて、組合・民間双方に○が付されておりますが、民間側の負うリスクは具体的にどのようなものかご教示ねがいます。	No79の回答を御参照ください。
81	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(7)					第三者賠償リスク	「事業者が実施する業務に起因して発生する事故等」とは、建設工事等や本施設の運営を行う上で通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、臭気等はこれに含まれないものであると理解いたしますが、よろしいでしょうか。	事業者が善管注意義務を尽くしている場合に限り御理解のとおりです。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
82	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(11)					応募コスト	「応募コストに関するもの」は民間事業者負担リスクとされておりますが、本契約締結にかかる議会承認が得られない等の場合は、組合負担として頂けませんか。	応募者の負担とします。
83	実施方針	17	参考資料-1		(12)					リスク分担	物価変動リスクに関して、特に影響の大きい燃料費に関して「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/石油製品/該当する重油種類または石炭製品」（日本銀行調査統計局）を指標として頂くことは出来ませんか？	御意見として承ります。
84	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(12)					物価変動リスク	物価変動に係る費用の増加につき、民間事業者負担リスクが「△」とされておりますが、この「△」の趣旨につき、具体的な負担内容をお教え下さい。（物価変動につき、一定額まで民間負担、一定額以上は請負費用の増加による組合負担、といった分担になるのか等）	詳細は入札公告時に示します。
85	実施方針	17	参考資料-1	全期間共通	(13)					法令変更リスク	「本事業に直接関連する法令」とありますが、「直接関連する」というのはどの範囲の法令をお考えか具体的にご教示ください。	本施設や本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定した法令等の変更によるもの及び民間事業者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴うものなどを想定しています。
86	実施方針	17	参考資料-1		(14)					法令変更リスク	「（本事業に直接関連するもの）以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの」は民間との記載ですが、応募者での予見ができないものであり、組合殿リスクと考えます。	原案のとおりとします。
87	実施方針	17	参考資料-1		(15)					不可抗力リスク	「天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用」は民間との記載ですが、応募者での予見ができないものであり、組合殿リスクと考えます。民間にリスクを負担させる場合、一定額とはどの程度を想定されておられますでしょうか。	前段については、原案のとおりとします。 後段については、詳細は入札公告時に示します。
88	実施方針	17	参考資料-1		(15)					不可抗力リスク	天災・暴動等不可抗力によるもののうち一定額以内の増加費用が民間となっておりますが、一定額とはどの程度を想定されているのでしょうか。 リスク内容を天災や人災、その他不可抗力による事業費の増加等とし主は組合、従は民間と変更していただけないでしょうか	No87の回答を御参照ください。
89	実施方針	17	参考資料-1	設計段階	(18)					測量・調査	「事業者が実施した測量、調査に関するもの」は、民間事業者の負担すべきリスクとされておりますが、このリスクと、本参考資料-1、No（6）「用地リスク」との関係について、ご教示ください。	事業者が実施した調査、測量の不備、誤りによるものは民間事業者の負担とします。用地リスクについては、リスク分担（案）に記載のとおりです。
90	実施方針	17	参考資料-1	建設段階	(28)					試運転・性能試験リスク	「試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの」のうち、試運転・性能試験（事業者実施）のために供給された廃棄物の性質に起因する要求性能の不適合に関しては、貴組合の負担すべきリスクであり、このために、再度試験を実施する場合等、追加費用が発生する場合は、貴組合にご負担頂けるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	事業者に過失がなく組合が提供した廃棄物の性質に起因することが事業者によって明らかにされた場合については、増加費用の負担は組合が負担することを想定しております。なお、詳細は入札公告時に示します。
91	実施方針	17	参考資料-1	1	(29)					リスク分担	ごみ量が施設許容量以内でかつ想定ごみ質範囲内の場合、運営費にかかわるリスク（主に燃料代・コークス代）は運営事業者の負担となると理解します。また、燃料やコークス使用量の増加はCo2排出量の増加につながることから、提案時に示した燃料・コークスの使用量は保証値として捉え、超過した場合は設備改善の義務が発生すると理解してよろしいでしょうか。	前段については、御理解のとおりです。 後段については、詳細は入札公告時に示します。
92	実施方針	17	参考資料-1		(29)					ごみ量変動リスク	施設許容量の具体的数量をご教授下さい。	計画年間処理量に基づき御提案いただいた施設規模とごみピット容量に従います。

実施方針に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
93	実施方針	17	参考資料-1		(29)				リスク分担	ごみ量が施設施設許容量以内であれば、焼却灰の量の変動に伴うリスクはセメント資源化企業がリスクを負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ごみ量が施設許容量以内である場合の焼却灰の取扱いについては、要求水準書（案）第3章第3節3.4.1に示すとおりです。 なお、運営業務の対価と同様に、セメント処理業務の対価についても、処理単価を御提案いただくことを想定しております。詳細は入札公告時に示します。
94	実施方針	17	参考資料-1		(31)				リスク分担	ごみ質が想定ごみ質以内であれば、焼却灰の質の変動に伴うリスクはセメント資源化企業がリスクを負担するとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書（案）第1章第3節3.3.7（1）の性状を満たすことは、運営事業者の義務です。
95	実施方針	17	参考資料-1		(33)				副生成物有効利用等リスク	「セメント資源化に関するもの」とは、平成48年3月末までの運営期間において、セメント資源化企業の事業撤退リスクも包含するものでしょうか。	御理解のとおりです。
96	実施方針	17	参考資料-1		(33)				リスク分担（案）	副生成物有効利用等リスクの分担先が100％民間になっているのは、1ページ（7）事業方式に明記された「約30年間」に渡り民間企業が副生成物有効利用等（セメント資源化含む）を保証するためと考えてよろしいでしょうか。	リスク分担（案）の記載は本事業の事業期間に関するものであり、事業期間終了後の内容を規定したものではありません。
97	実施方針	17	参考資料-1	1					リスク分担	セメント処理委託料が見直される場合の見直し基準はどのようなものを想定されていますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
98	実施方針	17	参考資料-1	1					リスク分担	再生可能エネルギー法等による法令変更により売電単価が増減した場合の処理委託費用は精算を行うと理解してよろしいでしょうか。	処理委託費の見直しを行うことを想定しています。
99	実施方針	17	参考資料-1						リスク分担（案）	事業者がリスク分担に該当している事項については、事業者は自らの帰責事由の範囲（事業者の注意義務違反が認められる範囲）に限り、リスク負担するものと理解して宜しいでしょうか。	法令変更リスクや不可抗力リスクの場合など、組合及び事業者のいずれにも帰責性がないものも含まれます。
100	実施方針	18	参考資料-2						事業スキーム案	セメント資源化企業がSPCに入る場合とそうでない場合では、セメント資源化の実施において差異があるのでしょうか？	セメント資源化企業の出資の有無のみをもって優劣を判断することは想定していません。 なお、詳細は、入札説明書と同時に公表する落札者決定基準において示します。
101	実施方針	18	参考資料-2						事業スキーム案	左の事業スキーム案では、運営業務委託契約の中に、右の事業スキーム案（本実施方針第3.3（2）③ただし書きの場合）では、セメント処理業務委託契約の中に、1ページ（7）事業方式に明記された「約30年間」に渡りセメント資源化を保証することと委託単価を保証することを含めると考えてよろしいでしょうか。また、セメント資源化に関わる保証は運営事業者とセメント資源化企業が連帯して責任を負う（保証する）と考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	前段については、事業期間を超えたセメント資源化の保証や単価の保証を求めることは想定しておりません。 後段については、セメント資源化処理業務をSPCとセメント資源化企業の連帯責任とすることは想定しておりません。なお、詳細は入札公告時に示します。
102	実施方針	18	参考資料-2						事業スキーム案	焼却灰の運搬は、運営事業者またはセメント資源化企業の業務範囲との理解で宜しいでしょうか。また、その運搬費も運営事業者またはセメント資源化企業の負担範囲との理解で宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。 No61の回答を御参照ください。
103	実施方針	18	参考資料-2						事業スキーム案	廃棄物処理法上、SPCがセメント資源化企業へ処理委託することはできませんので、組合様と直接契約するスキームとしてください。なお、焼却灰の運搬も同様です。	No64の回答を御参照ください。
104	実施方針	20	参考資料-4						全体事業予定地及び事業用地	建設工事期間中、全体事業予定地内における事業用地以外の用地は無償にて使用させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか？	詳細は入札公告時に示します。